

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号			申告区分
		連結事業年度 又は事業年度	平成 平成		年 年	月 月		日から 日まで

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

		兆	十億	百万	千	円
(個別帰属特別控除取戻額等又は特別控除取戻税額等)	①					
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額						
試験研究費の額に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②					
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額	③					
差引個別帰属法人税額（①+②+③）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①+②+③）	④					
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	⑤					
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑥					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑦					
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ④-⑤-⑥+⑦	⑧					
当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書) - (①+②+③)	⑨					

法人税における連結納税の承認の有無	⑩	有（連結法人）・無（連結法人以外の法人）
連結親法人・子法人の区分	⑪	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑫	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑬	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑭	連結申告・単体申告

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連結親法人の名称	-----

第6号様式別表1記載要領

- 1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)附表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結復興法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の9第11項及び第68条の15の規定により加算された金額（同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。
また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。)及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額（同法第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。)及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。）、リース特別控除取戻税額、用途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
- 5 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の当期控除額の合計額及び第6号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。
- 6 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。
- 7 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑨」の欄は、零を超える場合に記載すること。